

## 会 議 録

会議の名称	第13回 本荘由利一市七町合併協議会
開催日時	平成16年 1月22日(木) 午後 1時30分
開催場所	本荘由利広域交流センター
出席者氏名	「出席者名簿」のとおり
欠席者氏名	三浦 稔委員(岩城町) 木内忠一委員(由利町)
<p>1. 開 会 2. 会長挨拶 3. 会議録署名委員の指名について 4. 議 題     (協議事項)     協議第34号 新市の名称について(継続協議)     協議第33号 議会の議員の定数及び任期の取り扱いについて(継続協議)     協議第43号 社会教育事業の取扱い(その2)について(継続協議)     協議第45号 使用料、手数料等の取扱いについて     協議第46号 公共的団体等の取扱いについて     協議第47号 補助金及び交付金等の取り扱いについて     協議第48号 高齢者福祉事業の取り扱いについて     協議第49号 農林水産業関係事業の取扱い(その2)について 5. その他 6. 閉 会</p>	
会議の経過	別添のとおり

別紙 出席者名簿

会 長 柳 田 弘

委員(39名)

1号委員		2号委員		3号委員	
副会長	佐々木 秀 綱	委 員	齊 藤 好 三	委 員	東海林 京 子
"	佐 藤 清 圓	"	工 藤 兼 雄	"	村 岡 兼 幸
"	加 藤 鈺 一	"	大 場 重 夫	"	茂 木 好 文
"	阿 部 満	"	佐 藤 實	"	鈴 木 清
"	阿 部 幸 悦	"	阿 部 一 雄	"	高 橋 良 一
"	三 浦 孝 郎	"	前 川 侔		
"	佐 藤 源 一	"	村 上 亨	"	尾留川 正
		"	佐 藤 千 秋		
		"	成 田 正 雄	"	佐々木 正 男
		"	小 松 敏 博	"	小笠原 良 一
		"	遠 藤 忠 平	"	長谷川 光
		"	小 松 義 嗣	"	金 子 拓 雄
		"	齊 藤 栄 一	"	三 浦 重 夫
		"	鈴 木 澄 夫	"	須 田 妙 子
		"	今 野 義 親	"	松 田 訓
		"	眞 坂 孝 衛	"	高 橋 和 子
				4号委員	
				委 員	石 山 修

幹 事 (16名)

幹事長	鷹 照 賢 隆	幹 事	齋 藤 隆 一
副幹事長	小 松 久 男	幹 事	土 田 隆 男
幹 事	佐 藤 徳 弥	幹 事	早 川 修 一
"	佐々木 登	幹 事	莊 司 和 夫
"	伊 藤 正 弘	幹 事	藤 原 秀 一
"	小笠原 察 雄	幹 事	小 松 慶 悦
"	三 浦 昭 夫	幹 事	加 賀 秀 喜
"	村 上 隆 司	幹 事	佐 藤 善 昭

事 務 局

局 長	佐々木 均	調整第1 班長	佐 藤 俊 一	三 浦 啓 助
副局長	村 上 健 司	調整第2 班長	佐 藤 一 喜	佐 藤 和 広
次 長	熊 谷 正	調整第3 班長	遠 藤 晃	伊 藤 康
次 長	渡 部 進	計画班長	伊 藤 篤	
		電算推進 班長	齋 藤 一 昭	佐 藤 徳 和

午後1時30分 開 会

○事務局

ご案内の時刻となりましたので、これから第13回本荘由利一市七町合併協議会を開会いたします。

次第2、会長あいさつ。よろしくお願いします。

○柳田会長

それでは一言ごあいさつ申し上げますが、今回で13回目となります。思い返してみますとちょうど1年前、昨年1月21日に私たちはこの場で合併について第1回目の協議会を開催したところであります。この1月に本荘市で成人式行いました。成人式の皆さん方の感想は、「たちまち二十歳」とこういう標語でありました。この20年間を子供たちはたちまち二十歳になったという感じでしょうけれども、それに比べるとこの1年は、まことに、あっという間の1年ではあったかもしれません。

しかし、内容においてはなかなか大変な1年だったのではないのでしょうか。私たちは、これからつくるまち、本当にいいまちをつくろうということで皆さん方から真剣なご論議をいただいたところであります。そういうことを考えますと、長い1年だったとも考えられるところであります。この回も、今回で13回目となりますが、全部で50数項目と言われる協議項目のうち、49項目を提案した次第であります。委員の皆さんの協力により順調に進んでいることに対しまして、心から感謝申し上げます。

さて、本日は継続協議中の案件、さらには新しく提案する5件の案件と数多くの案件がございます。慎重なご協議を賜りたいと思います。

私たちのこの協議が、新しいまちの礎となるものと存じますので、今後とも各委員の皆さん方からよろしくご協力のほどをお願い申し上げます。

○事務局

それでは、これより協議に入ります。

会議の議長は、合併協議会規約第10条第2項の規定に基づきまして、会長が当たることになっておりますので、よろしくお願いいたします。

○柳田会長

それでは、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

これより議事に入ります。

本日の出席委員は39名であります。岩城町の三浦委員、由利町の木内委員より欠席の届け出があります。出席委員は定数に達しております。本協議会に説明のため、幹事の出席を求めています。

次第の3、会議録署名委員を指名いたします。

会議録署名委員は、会議運営規程第8条第2項の規定により、矢島町の佐藤実委員、本荘市の村岡兼幸委員を指名いたします。

なお、本日の会議時間は、午後4時30分までの3時間を予定しております。

これより、次第4の議題に入ります。

最初に継続協議中の協議第34号、「新市の名称について」であります。前回の第12回合併協議会では、5候補から3点に絞りました。「由利本荘市」、「本荘市」、「鳥海山市」の3点です。この件につきまして、委員の意見を伺いたいと存じます。それでは、どうぞ皆さんどなたかご意見。はい、それでは、大内町の成田さん。

○成田正雄委員(大内町)

大内町の成田でございます。よろしくお願ひします。

先般、1月8日までの12回中、8月ころからでしたか、新市の名称募集からはじめて数回に渡り先般まで皆さんでご協議し、あるいはいろいろな議論も出つくしたように思われます。1月8日の折にも、ある委員からは今日決めたほうがいいというようなご意見もありました。熟慮を重ねることも大切ですが、ある程度の経過を経たならば、そろそろ決めるべきではないかと。それで私は、単的に言ってこの間1月16日の新聞でしたかな、総務省から出た54市町村が13市町に編成替えになって新しいまちづくりが始まっているようです。その中では、ほとんどの名称が旧市、いわゆるその地区の中核をなしてきた町とか、そういう市が新しい名称に使われております。たった1つだけ中央という名称の入ったものがありました。そういうものを加味しますと、あまり長引くのもなんでございますので、この辺で、今日あたりで話し合いによって決められれば幸いですけれども、恐らく話し合いになりますと1月8日の前回のそれぞれの歴史とか、あるいは文化とか、そういうものがまた出てくると思ひます。それで、きょうはひとつ投票によって決めていただきたいと思ひます。決め方としては、第1回目の投票で過半数を取ったものを素直に受け入れると。それぞれの町村には、思ひがあらうかと思ひます。私たち、あるいは岩城町さんのように全くこの3つの名称には無関係のところもあるようですけれども、皆さんで了解していくにはほかにないのではないかと、そういうことからきょう投票で決めていただきたいことを提案したいと思ひます。

なお、投票についてはその結果を重く、しかも真摯に受けとめて、今後の新しい町づくりにいち早く着手するのが望ましいと思ひますので、第1回目の投票で過半数を取った名称を採択すると。過半数がなければ、1位、2位で最終的な投票をします。2段構えでいってもいいだろうと思ひますけど、いかがでしょうか。

○柳田会長

成田さんのご意見は、大内町さんの代表意見として受けとめていいのでしょうか。それでは次、西目町さんのほうにいきますね。

○齊藤 栄一委員(西目町)

西目町の齊藤です。私、前回は申し上げました。西目町では皆の意見を聞こうということで、一応まとまっております。従って、皆の意見を集約するとなれば正副会長1つ、それから議長1つ、議会代表1つ、住民代表1つと4つの分科会、大体30分くらいで皆で話し合い、そしてここで発表してもらおうと。それが、大体の意見であつたらそれに、1本に絞ろうじゃないかというような話し合いをしております。

以上です。

○柳田会長

次に、鳥海町さんの方から。

○松田 訓委員(鳥海町)

鳥海町の松田でございますが、私どもも話し合いをいたしまして、この前の流れでいったらどうかと。とりあえず、この前は3点に絞ると。それで1人3点ずつ入れて結果が出たわけでございますが、きょうはいきなり1つというよりもまず2つに絞って、そして1つに持っていくという方法もあるんじゃないかと。そのためには、まず最初に1人2点ずつで2つを選ぶと。そのあとで、残った2つから1つを選ぶという方法もあるんじゃないかなと、こう思っております。

○柳田会長

はい、どうもありがとうございます。次に東由利町さんのほうから願ひします。

○小松義嗣委員(東由利町)

東由利町の小松です。私たちの4人は、意思統一はしておりませんが、私といたしましては話し合いによって合意のうちに決めてまいりたいなと思います。

やはり、投票といえぱすっきりいくように思いますけれども、なかなかそこにしこりのようなものが残るのではないかなと思いますし、この1、2、3の名称のうちで、皆で協議してこの場できょう決めたいと思います。よろしくお願いします。

○柳田会長

はい、どうもありがとうございます。では次に、由利町さんをお願いいたします。

○村上 亨委員(由利町)

由利町の村上でございます。きのう、町民の皆様を含む町民会議がございまして、この席でも名称につきましてお話ございました。その中では、まず「由利本荘市」ということのご意見があったわけでございますけれども、まずは、お互い一市七町、三歩じゃなくて八歩なりますか、そんな形で譲り合って決めていただければ、話し合いで決めていただければ一番いいのではないかなと思っております。

○柳田会長

矢島町さんからどうぞ。

○佐藤 實委員(矢島町)

矢島町の佐藤でございます。私どものほうでは、きのう議会説明会、協議会を開きまして、私も出ましたけれども、先ほど大内町の議長さんのほうから投票ということが出ておりますけれども、その投票の前に1つの名前を固定しながら投票という言葉がありましたので、大変驚いているんですけども、私どものほうとしては、やはりこれは大変大きな地域に残る永代の名前でございます。この41名の会議委員が全員賛同したという形をとっていかないと、投票も大変いい選定方法としてはあると思いますが、あとでしこりが残るような格好ではうまくないんじゃないかということで、やはり十分議論をしながら、満場でそうした名前が選定されることを望むという話でしたので、私ども矢島町としては、この3つの名前の中を絞って討論をするべきじゃないかとなっております。最終的に何ともならないとすれば投票になるかもしれませんが、その過程の中でやはり十分話をさせていただきたいと思います。

以上です。

○柳田会長

それでは本荘市の方から、はい。

○村岡兼幸委員(本荘市)

本荘市の村岡です。実は、今日、昨日、出張で東京に行つてまいりまして朝7時50分の新幹線で乗り継いで先ほど着いたというところであります。東京は、快晴、気温は12度ぐらい。ゴルフ日和でありましたけれども、こちらに来ると真っ白な別世界であります。3時間ほど、新幹線の中でいろいろ考えてきましたので、3分の時間いただいておりますけれども、前も言いましたが、名前の付け方大きく2つ、旧来の従来の名前を財産と考えて、その財産や地名度をさらに大きく活かしていこうという名前の付け方が1つ。

もう1つは、全く新しい名前を付けて、新しい名前によって住民の意識も変えて、新しい町を皆でつくっていこうというところで意識を変えて新しいまちづくりをしていくという、2つの大きな名前の

付け方があると思いますけれども、私は今までのこれまでの経過を踏まえて、今回は後者のほうでいくべきではないかというふうに、こう考えてきました。これまで十分な議論を展開してきたか、いわゆるこの町がいいということで、主張し合って議論してきたかという名前の決定はなかなか理屈だけではなくて、感情的な、住民感情的な問題もあるので、なかなかそういう議論は少なかったのかもしれませんが。

しかし、公募にはじまり、一次選定、二次選定、三次選定。一次選定は2票ずつの投票。二次選定は1票ずつ。三次選定は3つに絞るということで3票ということで、様々な工夫を重ねて、投票によってここまで絞ってきました。場合によっては、これはある意味での協議をしてきたというふうにとらえてもいいのではないかと、今までの流れを踏まえて思うように感じました。特に前回、3票投票ということで急にこう決まりましたけれども、その意味合いを考えてみますといわゆるベスト、一番いいという名前だけじゃなくて、ベターな次の名前ということも含めて、3つを投票したということですので、その結果として「由利本荘」という名前に大半の人が投票したということになります。

いわゆるベストと思って投票した人も多いでしょうし、よりベターだと思って「由利本荘」というのを投票した人もいると思います。それからその名前にはしないほうがいいという選択肢もあります。そんな皆の考えの中で32票ということは8割が投票したということになります。あまり過程の話をしてはいけないのかもしれませんが、白票で投票した人方はベストだけを多分投票したんだと思います。その白票の人方にも、もし3票必ず名前を書いて下さいというふうな決まりでやったら、よりベターな選択として、「由利本荘」が満票になった可能性もあるかもしれません。

そういうことを諸々考え合わせると、先ほど矢島町の佐藤さんからもお話ありましたように、何も投票だけが多数決が民主主義の唯一の方法ではないので、よりベストに近いものの合意が得られたら、それに対して皆で一致して、満場一致で決めるというのも私はひとつの大事な民主主義のルールではないかと、こう思います。

そういう意味で、本荘市はこれは私だけの意見ではなくて、いろいろ皆の委員と話し合った結果として「由利本荘」という名前は、由利郡4万7,000、本荘市4万5,000が1つの名前となって新しいまちづくりをはじめていくと、新しい名前のもとに新しい理念のもとに、まちづくりをはじめていくという、そういうことをあらわす1つの名前ではないかというような話し合いをいたしました。

また、ほかのいくつかの名前の組み合わせと違って、偶然かもしれませんが「由利本荘」というのは音としても非常に短いんですね。由利という2文字に本荘という文字をくっつけた名前なので、1つの新しい名前を生み出して新しいまちづくりをしていこうということで、「由利本荘」ということを推薦をしたいと思います。よって、できれば、話し合いの結果、皆で一致して新しい名前を決定するという方法に議論をしていただければと思います。

以上です。

○柳田会長

次に岩城町さんのほうから。

○阿部一雄委員(岩城町)

岩城町の阿部です。去る8日の日の合併協でも申し上げました。絞り込んでいく過程の中で、即投票。こういうやり方というのは、合併そのもののあとのしこりが残らないか。本当に最後まで喜んでいただけるような一市七町の合併が成就するのかどうか。そういうことを考えますと、岩城町の皆さんは議会をはじめ、町民の代表、それぞれ話し合いが肝心だと、8日の日述べたとおりであります。ですから、私は3点から1点に絞る、まず第一に話し合いをすべきだと。そして、決まったら、合併そのものの後々にしこりの残らないように、一市七町、それぞれそのことを尊重していく。こういうように推し進めいただければ大変ありがたいと思います。

### ○柳田会長

はい、どうもありがとうございます。それでは、大内町さんのほうからはきょう決めてほしい。投票というような話が出ましたが、西目町さんのほうからは、分科会で4分科会で話し合えばおおよそのそれはわかるだろうから、そこで決めればいいのではないかと。

鳥海町さんは2つに絞ってと、東由利町さんは話し合いによってきょうこの場で決められればよいと、由利町さんでは具体的に「由利本荘市」がいいとの感じで受け取りました。矢島町さんは投票でなく、満場一致で決められるように、だからもっと話し合いをとの、趣旨に受け取りました。本荘市の村岡さんは、様々ありましたけれども「由利本荘」というのは、人口比だとか、それからこの地域性だとか、そういうことで「由利本荘」がいいのではないかなと。それから岩城町さんは、3点の中からこの前3点に絞ったんだから、きょうはそれから話を進めて1点に、最後の1点に絞るべきだとかというようなご意見だったと思いますが、私が今、要約して申し上げたことについて違いましたら、どうぞご発言願います。

話し合いは必要ですので、ご自由に皆さんご発言賜りたいと思います。はい、どうぞ。

### ○佐藤千秋委員(由利町)

由利町の佐藤でございます。今、各市町からのご意見を賜りますと、5市町がいわゆる協議ということは、推薦方式というように理解します。村岡さんから、その推薦の第一声がございましたが、その前に私のほうの村上議長からも名前が出ておりますが、様々歴史的なこと、あるいは地名度、そういうものからしても由利というのは、宝亀11年、西暦780年頃でしょうか、そのころからの名前が出ておりますし、そのほか最近では牛にしても由利和牛でございます。米にしましては、由利の由利ササでございます。

あるいは、この間、本荘市の議長さんから本荘米というような話も出ましたが、そういう諸々のことを考えますと、私はやはり今話の出ております「由利本荘市」が適当でなからうかということで、私もこの「由利本荘」を推薦したいと、このように思います。

### ○柳田会長

はい、そのほかにどうぞ。今、具体的な名前あがっているのは「由利本荘市」ですが、そのほかは、具体的には。この前の投票の結果は、「由利本荘市」、「本荘市」、「鳥海山市」と、こう3つ出ています。

ですから、皆さんの気持ちの中でこの3つあると思うんですね。だから、そこで絞るとすれば先ほどは投票にしたらどうかとの意見もありましたが、得てして投票というのはあとにしこりが残ることもあるから話し合いによって円満に解決できるものであれば、どうでしょうか。

矢島町さんの言うように、もう少し議論をしてということに含みにあるんだろうと思います。そういう意味でどうぞ、皆さんご発言下さい。はい、どうぞ。

### ○茂木好文委員(矢島町)

矢島町の茂木です。先ほど私のほうからは、具体的な名前出ませんでしたけれども、実は、前回の協議会のときに「由利本荘」というのが先ほど村岡さんが言われたように、80%の方が投票しておりますので、これはやっぱり尊重しなければいけないだろうというふうな話し合いになりました。全員ではありませんけれども、この前の町の会合のとき議長さんは出席してなかったようで、決定ではありませんけれども、それでもいいじゃないでしょうかというふうな意見が出ましたので、ご報告をいたします。全員一致ではないようでございます。

### ○大場重夫委員(矢島町)

矢島町の大場です。いろいろご意見あったわけでございますが、合併に向けての基本構想の中に、海、山、川、それぞれの特徴を持ったまちづくりというのがこれも1つの基本線ではなからう

かと、私は理解しております。やはりこの全国的な知名度からいって、「由利本荘市」と言えば全国に行ったらそうあまり知名度がないわけですが、百名山でもやはり関東関西に行きますと、一度は行ってみたい山は、鳥海山だそうです。そういう意味で、思い切った転換を図りながら、21世紀のまちづくりというものは、私は大切な要素があるのではなからうかと、私は理解しておりますが、ひとつ皆さんにお諮りしたいと思います。

○柳田会長

今の茂木さんの意見は聞いてのとおりです。東由利町さんは、具体的に何か挙げられましたか。東由利町さん、もし具体的に考えるところがあったらお願いします。

○小松義嗣委員(東由利町)

私は、先ほどのようにして決めるかというようなことで意見を申し上げました。それではどうするかといいますと、私はさっき村岡さんが言われましたように、やはり今までの従来の名前、地域性、あるいは従来の名前を尊重しつつ、しかも新しい名前をつくるということであればやはり「由利本荘」しかないだろうと、そう思いますので「由利本荘」を推薦したいと思います。以上です。

○柳田会長

はい、鳥海町さん

○松田 訓委員(鳥海町)

鳥海町の松田でございますけれども、実は私はいわゆる2つに、そして1つということは「鳥海山市」を捨てきれない思いから申し上げたのでありまして、いろいろと矢島町の大場さんも申されました。さらには、また郡市内のいわゆる各学校の校歌にも歌われている。またさらには、非常に水が良くて鳥海山ブランド、これからだんだんと農産物にも影響するだろうと。さらにはまた、いわゆる観光という立場でも鳥海山というのは非常に大きな意味を占めるのじゃないかと、こう思っております。

それで、そういう思いからまず2つにということを上申しましたけれども、やはりこの前の投票結果、歴然としてますので、「鳥海山市」になれなければ「由利本荘」しかないなど、こう思っております。以上です。

○柳田会長

次に今度、西目町さんのほうから。

○鈴木澄夫委員(西目町)

西目町の鈴木です。この協議の運営規定を見ますと、会議の議事は全会一致を持って進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は出席委員の3分の2以上の賛同を持ってというような部分があります。それで、この方向で進めてもらえれば、決まってくるのじゃないかなというふうにして思っております。私は、「由利本荘市」のほうがいいのではないかなと思います。

○柳田会長

それでは、大内町さんのほうから。

○小笠原良一委員(大内町)

大内町の小笠原です。先ほど、うちの議長も最終的にはそこだと思っただけの意見だったと思います。大内町の場合は、当初「本荘市」でいいのではないかなというのが、大半の大内の意見でありました。



しかし、先ほど村岡委員言ったとおりでありまして、単純に由利本荘は1つという語呂合わせもいいし、大内としても「由利本荘」でいいのではないかというところが、議長の本根でもありますし、我々委員の本根でもあります。以上です。

○柳田会長

それでは、岩城町さん。

○前川 侷委員(岩城町)

岩城町の前川です。うちの議長は名称までは上げませんでしたけれども、私もこの今回の新設対等合併ということを考えますと「由利本荘」がふさわしいのではないかなと思います。長いというような話もありますけれども、しかし、全国には例えば東北では福島県の会津若松ですか、それから四国に行きますと高知県の土佐清水、あるいは岐阜県の岐阜羽島市ですか、もありますし、秋田県でもこれは市ではありませんけれども、上小阿仁なんていうのもあるわけですから、私は決して長いからだめだということにはならないのではないかなと、こう思います。私から1つ提案がありますけれども、議論いろいろ聞いておりますと大方が「由利本荘」というような声が聞こえてくるわけでありまして。この会の最高責任者でもある本荘市長さん、この会の会長でもあり議長でもあります。そういう意味から、もしできたならば議長提案としてこう提案したいけれど、皆さんいかがですかというのがあればいいのかな。そうすれば満場一致ですんなりいくのかなと思いますので、そこのところも検討していただきたいなと、こう思います。

○柳田会長

本荘市は、まだ1名ですので、もう一方、本荘市の方ご発言願います。

○齊藤好三委員(本荘市)

せっかくの機会ですので私も発言させていただきます。今まで、私も本荘市ということで皆さんには散々ご説明を申し上げましたが、いろいろな意味で1つ講釈も聞いていただきたいと思えます。この1つの町が大きく発展する、飛躍するためには先ほど、矢島町の議長さんも言われました深田久弥さんですか、日本百名山の中にも立派な山でございますし、それも載ってございました、それも尊重しながらも本荘市を標榜してまいりました。それは、全国 699 の市があるということ。そして、今現在、東北には 64 市あるんです。これからは、地方分権ですから外に向かって働きかけていく、そういう新しい特色があるまちづくりを出すべきだと。その中で一番そこに定着するとか、この半世紀かけて定着してる本荘市でないかと、そういう意味でそれはまず定着し、そういう観点から私は本荘市だと。そして、この町が1つの町として、そしてまた行政は一日も停滞することはできないわけでございますから、そういう意味で皆さんいかがですかと、そういう議論を展開してまいりました。中にはいろいろありまして、前回あたりはいろんなことも言われましたけれども、やっぱり自分で思ったことはそういう観点でございます。

ただ、私は今もう1点出ておりますけれども、先ほど連称方式というのが出ました。これも私も承知してございます。国際的に日本にも、連称方式というのがいっぱいあります。先ほど、矢島町の副議長さん、岩城町の副議長さんが言われましたけれども、むつ市も以前は大湊田名部市、伊勢市は宇治山田市で、それも連称方式でした。そういう意味で、この町が1つとして皆さんと一緒にまとまって、いい、新しい町をつくるのであれば、私はそれを了解いたしたいと思えます。「由利本荘市」の連称方式で了解いたします。

○柳田会長

皆さん方からそれぞれご意見いただきました。私たちは常日頃鳥海を仰ぎ、校歌やその他の歌に鳥海というのを取り込んでいる、そういう意味では鳥海という名前もすばらしいなと思えます。

それで、きょうは皆さん方の、各町の意見を聞いていきますと、「由利本荘」が多いです。それで、皆さんには、それぞれの思いもあると思います。

名称の募集では五千何百人の方々から応募いただき、それを21点に絞り、更に5点に絞って、ここまでたどりつきましたが、一つ一つの名前には多くの方々の思いが入っているわけです。今日ここで皆さんには思いを集約することは、大変重いわけですが、名称を決めないことには、例えば子供が生まれても名前を付けずに1年もほったらかしにすることは、とんでもない話です。名前が付けられてはじめてその子供が、1人の子供としてのスタートが切れるものと感じます。

そういう意味で、きょう皆さん方からご意見を賜りましたので、ここで集約をしたいと思いますが、いいですか。本荘市の方々からは「本荘市」がいい。名称が長くなく短いほうがいいなということも確かです。また各町からすれば今まで由利郡という名前を冠にいただいているから、やっぱり由利は捨てがたいと。それぞれ理にかなうようにまとめるとすれば「由利本荘市」ということだろうなと思います。

私はこれまで、一貫して本荘市政の誕生や、皆さん方の町の合併による誕生後も、これまで本荘由利、あるいは由利本荘は1つというスローガンのもとに、この地域がお互いに助け合ってやってきた経緯があります。それがため、由利本荘は1つ、本荘由利は1つとして発展して来た地域であるから、市町村合併も1市10町で市町村合併をすべきだとして話し合いをした経緯があります。

しかしながら、仁賀保3町が加わらなかったのが、1市7町合併の現在があります。しかし私たちは将来的にもこの地域は一体であるということの意識には変わりはないのであって、その気持ちがなければ発展は進まないものと考えます。

その意味で、多くの皆さんから「由利本荘」が最多得点を得たわけでありますので、それぞれの思いがその中に込められていると思います。由利町さんも、矢島町の大場さんの表現のしかたは少し差異がありますが、茂木さんのほうは「由利本荘」というようなご発言ありました。東由利町さんも「由利本荘」、鳥海町さんは、もしであれば「鳥海山」、でなければ「由利本荘」でいいということ、西目町さん、大内町さんも岩城町さんも、それから本荘市さんも、いいまちをつくる、しこりの残らないいいまちをつくる、みんなの意見を集約した名称は、「由利本荘」でとのことだと思います。

それでは、皆さんに、今ここで確認したいと思います。新市の名称を「由利本荘」とするということに同意の方、挙手いただきます。

#### 【挙手(全員)】

#### ○柳田会長

それでは「由利本荘市」で決めていいですね。

#### 【拍手】

#### ○柳田会長

それでは、新市の名称を「由利本荘市」と確認いたしました。

どうもありがとうございます。

次に継続協議中の協議第33号の「議会の議員の定数及び任期の取扱いについて」改めて、事務局から説明を願います。

#### ○事務局

協議第33号についてご説明いたしたいと思いますが、皆様のお手元にございます資料の3ページでございます。「議会の議員の定数及び任期の取扱いについて」ということで、これにつつま

しては、昨年の10月27日、東由利町で行われました第9回の協議会に提案したものでございまして、提案理由等については変わりありませんので、省略したいと思います。内容について再度申し上げたいと思います。

「議会の議員の定数及び任期の取扱いについて」

(1) 議会議員については市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成17年10月31日まで引き続き新市の議会議員として在任する。

(2) 新市の議会議員の定数は30人とする。

(2)につきましては、特例の終了後の定数ということになります。

以上でございます。

#### ○柳田会長

ただいま事務局から説明がありました。ご質問、ご意見をいただきたいと思っております。このことについては継続審議でございます。新聞などをこう見ますと、なかなかこの問題については、意見のあるところがございます。でもきょうは継続審議のものを、さらにまた継続して審議するわけでありまして、どなたかご意見ございませんでしょうか。

事務局からもう一回ということだったのか、改めて説明して下さい。

#### ○事務局

改めて、提案の理由についてご説明したいと思っております。市町村の合併の特例に関する法律、合併特例法の第7条第1項第1号ということでございますが、第7条につきましては、市、市町村議会議員の在任特例ということが書かれております。

これは新設合併の場合、旧それぞれの市町村の議会議員が、2年以内の任期でそのまま継続できる。それに合わせまして第6条には定数特例というものがございまして、在任特例を使わない場合、地方自治法で決められている定数30名以内でございますが、その2倍以内の定数を1回に限り使えるという定数特例もございまして、今回提案いたしました内容としては、在任特例を17年10月31日まで引き続き新市の議会議員として在任するという内容でございます。

それにつきましては、それぞれの市、町の決算等が9月議会に提案されます。消滅した市、町の決算が9月議会に提案されますので、そこまで議員として審議をしたいと、するべきではないかということと同時に、合併によりまして首長はすべて失職いたしますので、議会として今ここで協議されている内容が新市において調整するというような内容、その他、どのような運営をしていくのかを見るためにもということで、一応10月31日まで新市の議員として在任をするということで、内容として提案したものでございます。

以上です。

#### ○柳田会長

継続審議でありますので、皆さん方におかれてはそれぞれの観点から、これまでお考えいただいたことだと思いますが、全国、この問題についてはそれぞれの問題があつて検討されていきます。ですから、そういうことも踏まえて、この前の意見出された方、今度はよく考えてみたらどうか、そうしたことのご意見があれば、伺いたいと思っております。

#### ○事務局

すみません、私のほうでちょっと口が足りなくて申し訳ありませんでした。新設合併をいたしますと、新しい予算というものは骨格予算となります。それで、そのあとの予算につきまして、要するに本予算につきまして新しい首長が決まりましてから、いろいろと協議することになります。そのためにも議員の在任は必要でないかというような理由で在任を提案したものでございまして、その点付け加えるのを忘れまして、大変失礼いたしました。

○柳田会長

新聞を見ると、やっぱり議員と、一般との関係のことについて書かれています。そういう意味でも、今日は大いに議員の皆さん方が発言をしてもらって、一般の皆さんも大いに発言してもらえれば大変ありがたい。はい、どうぞ。

○小松敏博委員(大内町)

大内町の小松でありますけれども、最近の全国的な合併をしている市の議員の在任特例は、参考までですけれどもどういうふうになっているのか、事務局で恐らく大体のところはつかんでい

ると思います。それから、今年度に合併して合併ができて、そして議員の在任特例はどういうふうな状況になっているのか、それからもう1つ、仙北郡の美郷町3町が合併してできました。六郷3町の美郷町の議員の在任特例はどのようになっているのか。

大体これから今こう合併しようとしているところが、これをつまずいておるといふような状況でございますので、私どもも議員としては各町へ帰って確認はしておりますが、住民との考え方のずれという、そこら辺についてはどう持って行ったらいいのか、なかなかこれ難しい問題であります。

私どもも町内会を回りながら、説明はしておりますが2年間だけはもう丸々使うことはやめてほしいとか。あるいはできるだけ短くしてほしいとかというような意見があるものですから、そこら辺について事務局としては全国的に、あるいは県内としてはどのように決められているのか、つかんでおりましたら教えていただきたいと思

○柳田会長

はい、事務局。わかっている範囲内で。

○事務局

今現在といいますか、県内につきましてはまだ決まっておりません。県内、先ほど美郷町の話等も出ましたけれども、それぞれ協議はされておりますが、在任を使うというような話も出ておりますが、秋田市の場合は編入合併でございますので数字等、それぞれ河辺雄和2名というようなのはありますが、新設合併においては、まだ正式に決まっていないところでございます。いろいろと協議をされているということでございます。

それから、既に合併した全国の状況を見ますと、そうですね近いところだと在任特例を使わないところが出てきております。これにコメントを付け加えるのはちょっとあれかもしれませんが、要するに合併、今までの合併ですと大きな合併がそんなになかったと。合併して在任特例をやっても3桁の議員が残るといふようなことがなかった部分はあるかと思っておりますが、だんだんと合併が進むことによって議員の数と、百何名、188名とか150名、これは熊本県ですが150名、愛媛県は188名というようなことありまして、ここら辺は在任特例を使わないといふようなことを決めてるようでございます。あとは在任の期間としては1年以内というのが、前は2年というのが多かったようですが1年以内というのが、今、在任を使っているところではあります。そういう状況でございます。

使ったところを言いますと、そうですね、長野県の千曲市。ここはちょっと長い1年8カ月。岐阜県の2町で合併しました、瑞穂市というところですが1年間です。それから、山梨県の南アルプス市は6町の合併でございますが、1年11カ月です。

大きな、数多くの合併ですと熊本県のあさぎり町、これ5町が合併して町になったものですが、1年1カ月の在任を使っているといふようなところが、現在のところでございます。

○柳田会長

はい、どうぞ。

○佐藤千秋委員(由利町)

由利町の佐藤でございます。私のほうは、既にこの特例法は使わないと。本則でいくということで話を出しておりますが、私は最近この委員になったものですから、前の会議録を見てみますと、特例法を使って延長するという理由がどうも私にはピンとこない。今、事務局のほうから説明もございましたが、決算を見届けなければならないというようなことが果たして理由になるだろうか。

それから、骨格予算だからというようなこと。これは4年に1回の今の選挙でも当然そうやってるわけで、何もそれにこだわることはない。私はそう思います。無理して延長の理由を付けるとすれば、激変緩和といいますか、そういうちょっと一挙にというようなことぐらいのものでないかなと思います。もともとこの特例法というのは、国の都合といいますか、合併を進めるために議員に差し出している餉にすぎないわけでございます。私は、この特例法を使って延長をするということには、どうも賛成できかねる。このように思います。

それから、この決算を見届ける責任があるという、責任を感じているのは非常に結構なことでございますが、そうだとすればその間に例えば骨格であろうが、暫定であろうが予算というものがその間に出てきます。その決算もあるでしょうし、死ぬまで議員をやっていなければならないと、こういうことにもなりかねません。何か、延長するためのこじつけの理由にすぎない、このように思います。誰が議員になっても、市長になっても、こういう継続されていくもの、あるいは懸案事項、引継事項につきましては、立候補する段階で私は責任を負いますよという意思表示なんですよ。ですから、そういうところまで、責任を持たれる、感じるのは結構でございますけれども、それまで無理しなくてもいいのでないかなと私は思います。

それから、最近、私も様々な会合に出た中で感じておりますのは、ただ、単発的に定数、あるいはその在任期間というものだけが出てきて、単発的な論議になっているというようなことで、一般住民はそれにプラス選挙区のことと、議員の報酬のことをよく聞かれます。それはどうなるんだろうと。この4つというのは、同じテーブルに上げて議論すべきでないかと。全国的に見ましても、高い報酬のところと合わせたところもあれば、先ほど話し出しました南アルプス市のように市じゃなくて町、町村の合併の場合の報酬の決め方、あるいは1つの市の中で50万の報酬の議員もあれば、20万の議員の、こういう決め方のところも現にあるわけでございます。そういうようなことを考えますと、一般住民からしますと本荘市の議員が、これは確かに人口も違います。これは当たり前のごとでございますが、住民の感覚からいきますと、本荘市の35万9,000円と、7町が一番低い由利町の21万8,000円というのは、その差が14万1,000円あるわけでございますが、学校を卒業して弁当を持って毎日会社へ務めているその人、1人分だよと。そういうようなことも考え合わせますと、どうもその特例ばかりにこだわるのはおかしいと、こういう話がよく聞こえてきます。そういうことからしまして、私はこの(1)の17年10月までの提案は一度撤回していただきたいと、このように思っているものでございます。

以上です。

○柳田会長

はい、ほかに。はい、どうぞ。

○高橋和子委員(鳥海町)

鳥海町の高橋でございます。私は、この提案に賛成でございます。と申し上げますのは、合併というのは自治体の合併でありますけれども、最終的には住民との合併だと私は思っております。その住民の人間が不安を持つような合併はするべきではないと私は思います。と申しますのは、市長さん町長さんは、3月いっぱい失職するわけですし、議員の方々も一緒にいなくなるという

のはすごく住民としては自分たちの意見、そして要望をどこに、どのように話せばいいのかということがすごく不安に思っております。

私たちの地域でもそういう話が出てまいります。と申しますのは、やはり本荘市の方、それから近くの方々はそう思わないかもしれませんが、私たちみたいに本荘市に1時間もかかってくるような場所、周辺の人方は大変そのことを不安に思っております。

以上でございます。

○柳田会長

はい、次にどなたか。どうぞ、どうぞ皆さん非常に市民、町民関心の持っていることばかりでありますので、どうぞご意見どんどん出して下さい。はい、どうぞ。

○佐藤 實委員(矢島町)

佐藤です。私も途中から加わりましたので、こうした議論はちょっと苦手なんですけれども、私が参加させていただいてから、このものが何回か継続審議になっているんですけれども、ただいま賛否両論というようなことで出てますけれども、これまでにはいろいろな提案をされた方がおるように思います。

例えばこの定数、特例法の中でも定数特例なり、それから即解散というところに1年というところに、いろいろあるわけで、このものが一向に議論されないでいつも10月31日というようなことで出てくるわけで、その提案の仕方というのはこれでいいのかなと私は思うのです。

その前にやはり議員の身分というものは、その自治体の中できちんと保障されている身分でございますので、即解散という意見は尊重しなければいけないとは思いますが。

この膨大なすり合わせのものがほとんどが合併してからの調整なり協議なりで決めていくという、その中において果たして議員がそんなに短期間の中で、参画しても見届けることができるのかということですので、先ほど由利町の佐藤さんのほうからもお話ありましたけれども、私はその噛み合わせというものをきちんと前に置いておいて、この議員の任期というものを決めなければいけないんじゃないかなとっておる一人です。1月16日の魁に出ておりますけれども、首長さんを原則として失職をするというのがこれ原則論だそうですね、各方面の全国的な例を見ていきますと、やはり首長さんもそれなりの任期が与えられた期間中のそうした失職ですので、何らかの形でそうしたその地域の代表者として残るケースが非常に多いというような、新聞にも書かれております。

そういう中からいきますとやはり、これ地域住民自治組織という、そうしたものも完全とこう立ち上げながら議員というものを失職、解散することであれば、大変地域住民も私は理解得るだろうとは思いますが、何もかも一束ぎまに解散をしてしまって、あとは新しい人ということにはなかなか地域住民も、私は理解し難いものではないかなと考えております。

特にこの方式といいますか、選挙の、選挙なり区域なり、大選挙区なり小選挙区というものが決まっていかないと、こうしたものが私はなかなか決定できないと思います。というのは、やはり大選挙区でいく場合は、本荘市さんは大きいですから、十何名かの方出るかと思えますけれども、その町によっては1人、よくても2人なんていう町が出てくるわけです。その町から1人、2人の議員が出て、合併してからこのぐらい多くのすり合わせ事項を決定していくには、恐らく各委員会構成なりでやっていこうと思えますけれども、その中身についてはわかりませんが、農業団体等を見ますと、やはり委員会構成をして、その中で全部詰めていくというような状況なようですので、この一市七町、秋田県の10分の1の面積を占める地域なわけですし、全国的に見ますと神奈川県の中の半分程度の面積がこの一市七町の面積だというふうに書かれておまして、大変この広い地域の中、そして散在する住民の中での議員の活動というものは、私はそこら金銭だけの話ではなくて、やはり住民の皆さんが合併して良かったなと安心してという、住民の声が届くような議員の姿勢をつくっていかないと大変ではないのかなということなんです。

きのうも議員協議会でお話あったんですけども自分のことで非常に皆さん遠慮がちだったんですけども、そうした裏づけをきちんと出していただいて、やっていただければありがたいと。

例えば、きょうこれから審議に入ります審議項目の中でも、具体的に数字はどうかと聞かれたときに、何にもないわけです。これまで、十何回の分説明してるんですけども、そこに肉づけされた回答というのは議会に行ってもできないわけです。

そういうものが全部今度17年4月から発車していきますので、膨大なそのすり合わせがある中で、議員の少ないところの地域の人ほとんど目が通せない。めくらばんになるのではないかなという心配もあるわけで、やはり私はきちんとした、そうした首長さんの扱いもあるでしょうし、これからのそうした議員の議会の区域なり、選挙区なりそうしたもの、ある程度進めながらこの議員の任期というものを決めていかないと、こっちのほうは早く進んでしまいますと、そっちのほうは大変、地域住民には不安を与えるということになるだろうと心配しておりますので、私はいろいろここにこれまで3件なり、4件なり提案されてますけれども、そのものが一向に議題に載らないで、この10月31日というのだけ審議されるような格好ではちょっと地域住民に説明できないのではないかなと思いますので、もう少し抱き合わせのものを進めながらやるべきでないかという意見でございます。

#### ○柳田会長

はい、ありがとうございます。今、佐藤さんからこれまで話題として出なかったようなご発言もあります。そうしたことも踏まえながら、何でも結構ですからご意見を。今の佐藤さんのご意見は、今の議員の在任特例云々ですが、例えば地域自治組織、鳥海町さんはもし議員がいなくなれば心配だなど、地域自治組織のあり方なり、そうしたことがまだ議題として、討議されてないから心配されることと思います。

今、首長さんのことについても触れていただきましたが、その辺も見えてないから、地域での不安要素として抱えている、そうしたことも話題として進められれば、この問題は前進するのではないかと、まず撤回をとの意見と、これまで皆さんが会を重ねてきたこのことについて議論して、進めるべきだとのご意見が2つに分かれましたが、皆さん方からさらにご発言をいただきたいと思いません。はい、どうぞ。

#### ○佐藤千秋委員(由利町)

ちょっと事務局のほうに聞くことなんですが、不勉強で申し訳ありません。今、議長が話されました地域自治組織のことでございますが、国の地方制度調査会のある中間報告ありましたよね、それからあと、いわゆる答申の中身がどういうふうになっているのかその辺、まことに勉強不足で申し訳ありませんが、ご説明いただければありがたいと思います。

#### ○柳田会長

はい、事務局説明して下さい。

#### ○事務局

地域自治組織第27次地方制度調査会の最終答申ということで、この前出ましたのでその中身でございますが、前々から地方制度調査会において話し合われてた内容と大きく違いはございません。一般制度として地域自治組織をつくる、これは法人格がございません。それと合併に際してのみ、これ合併のときだけできるわけ、一定期間ということではあるわけですが、法人格を有する地域自治組織。要するに特別地方公共団体ということで、地域自治組織の特別地方公共団体の場合は予算の権限とかというものも出てまいります。

ただ、前の中間答申の中では、組織の長について選挙とかということではできるといふものが基礎的自治体の長による選任というふうな形に決められてきているようです。前は選挙によってやるというふうなこともありました、そういうふうに変わってきております。

また、地域協議会というのを組織しまして、そこでいろいろと諮問に対して審議をしたり、必要な事項について建議をするというふうなことで出ておまして、当初のものと大きく違ったのは要するに法人格を有する場合に、地域自治組織の長を選挙で選ぶことはできないと。それから、この法人格を有するほうにつきましては、合併によってのみ設置でき、合併後一定の期間も定められていると。一般制度としての法人格を有してない地域自治組織については、合併に限らずつくっていくこともできるというふうになっているのが、この前の最終答申でございます。

以上です、よろしいですか。

#### ○柳田会長

今の事務局の説明でおわかりでしょうか。ほかに。

これは、なかなか難しい問題でありまして、今日、提案した議題というのが第49号まであります。それで、今日はこの問題について、またさらに継続していくか、それともこれをとことん今日やるか、それとも予定時間の4時半までやり、場合によっては継続として協議第43からやっていくてありますが、どちらがよいか。はい、どうぞ。

#### ○佐々木正男委員(大内町)

大内町の佐々木でございます。この問題につきましては、昨年、私もお話申し上げておりますが、議長さんの年末年始の町民の皆さんとの親しいお話の中からこういうことをいろいろ聞いてほしいということでしたが、今の住民の皆さんの気持ちというのは、これだけきょうの天気みたいな経済の中にどっぷりつかってまです、非常に身も心もですね、非常に冷え込んでおる。それで先行き不安と。非常にそういうときに、何か議論が違うんじゃないかなと、こういうのが私の年末年始の皆さんとのお話の感触でございます。

それで、今日は本当にそういう意味では、議員の皆さんからいろいろご意見と申し上げますか、非常に前とはちょっと違った形でいろんな面でお話が出てきておるように感じます。それで、私もこの問題については、今矢島町の佐藤議員さんからお話ありましたけれども、議員の任期は長くするのとかじゃなくてですね、なぜこういうのが必要かという根本的な議論が今出されたように思いますし、鳥海町の高橋さんからは、非常に住民の皆さんが不安がっていると。議員さんがいなくなる恐れがあるので。やはりそういう地域の皆さんの不安というものが、一番この在任についての議員の皆さんの中に大きく占めているものではないかなと思っております。

それでやはり私どもは、非常に合併のいいところはやはり効率的な運営なり、あるいはそういう大きく、地域になってもやはり一丸となれるような住民の意思を集中させるような、そういう仕組みをつくっていく、自ら我々がつくっていくという、そういう今までと違ったようなやり方にしていかないといけないなという、そういう出発点に基づきますとやはりまず設置選挙をしていただいて、議員の皆さん、132人の皆さんの思いを次の選挙のほうに集中させていくという形であってほしいと、これが住民の皆さんの気持ちではないかなと思っております。そしてまた高橋さんのような不安を持っている方には、やはりどういうようなこれからのまちづくりをしていくのかなと、そういうやはり内容がありますので、なかなかそれが在任がどうのという、一緒にしてしまいますとなかなか難しい問題になりますので、きょうは私の意見は前に申し上げておりますので、議員の皆さんから年末年始の住民の皆さんのいろいろ触れ合いの中で、住民の皆さんがどのような感じで、この問題についてお考えになっておるのか、いろいろ聞かれたことを率直にお話いただければなと思っております。お願いします。

#### ○柳田会長



はい、どうぞ。

○三浦重夫委員(西目町)

西目町の三浦でございます。私の意見はこの前申し上げたとおりでございますし、また住民の方々から少数なんだけども、負けないで頑張れというふうなこともいただいているものですから、あえて申しません。ただ、この継続審議にしたらというふうな会長さんの考えでございますけれども、一応事務局のほうから話を聞きますと、こういうふうな重要な案件は一応こういうところで結論出ても、それぞれの町の議会に図ってそこでもし否決になれば、それで終わりなんだというふうな話もございました。そういうふうなことも踏まえまして、やはりこのそれぞれの町の特に議員の方々、議長、副議長さん方が出ているようでございますけれども、それぞれのやはり地域の議会というふうなものの意向というふうな、ある程度やはり出していただかないと。せっかくここで何時間もかけて協議して、結論が出たけれども1つの町に行ったら議会で否決された。それで、市町村合併がパーになるということでは、この会ってそのものが疑われるような感じでございますから、もし継続になるようでございましたら、そういうものを踏まえて、特に議会選出者の方々、そういうその地域の議会というものはどう考えているか、その空気なり何なり、そういうふうなものを教えていただければと、こう考えます。終わりです。

○柳田会長

はい、どうもありがとうございます。

今の三浦さんのご意見は、議会の意向をとのことですが、これまで議会の意向も聞いてるんですが、議会がその地域の皆さんからの意見を伺う時間があってもいいのでないか、ということでしょうか。はい、そのほかございませんか。

これから地域の方々の意見を伺うということになれば、継続ということで審議してもらうこととなりますが、いかがですか。はい、どうぞ。

○村岡兼幸委員(本荘市)

本荘市の村岡です。私も、今西目町の三浦委員に少し賛成答弁みたいな形でお話をしたいと思っておりますけれども、住民が自分たちの町の代表がいなくなるんじゃないか。誰にお話をすればいいと不安に思うというような発言もよくわかります。でも、私たちがいろんな会場でいろんな人に聞いた感想の住民感情は132人のスタートではないよなというのが、私は圧倒的に多いと思えます。そしてそれは1万人のアンケート調査の中でも、それは明確に多分そういう感情的なものは出ているのではないかと、こう思います。

それで、前にも言いましたが132人でスタートと言うと周りの様々な努力のことは全く記事にされないで、132人でスタートという数字だけが一人歩きをするのはこれは間違いのないことだと、私は思います。そんな中で考えますと、前に提案いたしました、最初に定数特例ありきではなくて、それぞれの各町の代表が全体選挙でやった場合は1人か2人になるかもしれない。あるいは4人、5人の町が出るかもしれない。本荘市は一体どうなるのだろうか。非常にこれはよくわかりません。そういう意味で、当初の4年間の経過措置という大事な部分においては、各町から最低、例えばですよ、低えは最低3人、4人はぜひ出そうと、そして仕組みとして選挙区ごとに分けて、最低出そうと。それで結果として積み上げて39人、定数特例の2倍の60人を使うのではなくて、ぎりぎり住民感情としてもそれだったらわかるなという39人とか、41、2人になるのでしょうか、1.4倍で。そういう形の仕組みを一度考えてみるのが大事ではないでしょうか。だから結果として、議員の代表が各旧町から出ているということではなくて、最初から仕組みでそれを想定をした上で、選挙区制度をつくることはできないかというようなことをぜひ、それを考えていただきたい。そうして下さいということではなくて、この提案は今年の10月ぐらいからはじまりました。しかし、そういう部分のほかのAケース、Bケース、Cケースという意味での話し合いはまだされていない

と思いますので、ぜひ10月以降、随分様々な状況が変化をしてくておると思いますので、三浦さんが言われるように各町が議会に帰って議員の皆様方同士で、様々なケースを想定しながら、話し合いをしていただく機会を持ってまたこの場に臨むというのが1つ提案であります。

それともう1点は、事務局のほうでも在任特例を使った場合のAB案とか、あるいは定数特例、結果的に定数特例を使った場合のAB案とか、あるいは一発で解散して30人という場合の案とか、いろいろなケースを想定した上で、議論をする必要があるのではないかと思いますので、継続協議でいいと思うのですけれども、一步進んだ形での継続協議にしていいただければと思います。

以上です。

○柳田会長

そのほかはございませんか。はい、どうぞ。

○齊藤栄一委員(西目町)

西目町の齊藤です。この問題が出てから、私一市七町の議長会の報告をさせていただきました。これは何回となくボールを投げたり受けたりという形の中で、ここに原案として出してもらったわけですが、議長会としては1年、あるいは13カ月という形で幹事会にボールを投げてやったんですが、この原案としてはこのような形で出てきたという流れをこれまで皆さんに説明をしまりました。ただ、これまでのずっと経過を見ておると一般の方々が即選挙と、議会の関係者はやっぱりこの原案でいいんじゃないかというような意見が、真っ二つに分かれているようなそんな感じがいたします。ただ、議会側が発言すると保身と見られる。これがやっぱり議員の方々が発言しにくくなるんじゃないかなというような感じがいたします。従って、私が今皆さんを代表して申し上げているんですが、やっぱり鳥海町の高橋さんみたいなそんな不安をなくするような形の中で、骨格予算、新市長ができて、できれば1年ぐらいで何とかその形をつくって本選挙にいったらというような議会側の意向であります。ただ、6カ月か、7カ月で果たしてそれが、皆さんが望んでいるようなことができるのかというふうなことなれば非常に不安であります。従って、今までの流れから、今日この会議で、もし全然進まないようであれば、この原案は、今、村岡委員が言われましたように、もう少し進んだ形でもう1回原案を、この原案そのものだけじゃなくして、別の問題を原案を出し直してもらおうと。継続審議と私は約1時間経ったら私が言いますよというようなことを申し上げておりましたけれども、西目町では議会とも、もしこれが多分とおらないと思うのですが、こうなった場合はこうしたらどうかという話し合いはしております。それが今、村岡委員が言われましたような、そんな原案を皆さんで話し合いをしております。

ただ、まだ1回や2回の継続でそんなことを言うてはうまくないんじゃないかというような、いろんな町の意向がありましたので、じゃあもう1回、その協議会にかけたらどうかというようなことで、今ここに立っておるわけですが、もしここでどうしても原案がまとまらないというのであれば、もう一度原点に戻って、今までの会議の意向を踏まえた中で、話し合いをさせてもらってはどうかかと私から提案いたしたいと思います。

以上です。

○柳田会長

はい、どうぞ。

○佐々木秀綱副会長(大内町長)

大内町の佐々木でございます。先ほど来、この件につきましては会を重ねて議論をしてきたわけでございますけれども、これから言うことは一市七町の首長の話し合いをした内容ではありませんので、誤解をされては大変でございますので、前置きをしながら申し上げたいと思いますが、

この件につきましては矢島町さん、また由利町さん、そして本荘市さん西目町さんと、また鳥海町さんということで、多くの意見というか考え方が出されたわけでございます。私といたしましては、今までの経過をたどってみますと、この在任特例につきましては、各町々の議長さん方にその町の議会の意向を何とか組み取って、そしてこの場で発表というか、話をさせていただきたいというのが今までの経過でなかったらどうかと、こう思っております。

そこで、この41名の委員の中には、議員の皆さん方は各町々からご承知のように2名ずつおいでをいただいておりますので、出席委員になっておられるわけでございます。

議会のことでございますので、どうも何でもいから発言をと言ってもそれこそいろいろな思いがあって、それこそ発言が途絶えてしまうというようなこともあり得るようなことからして、提案をしながら継続ということ今お願いしたいわけでございますが、まず各町にもう一度持ち帰ってという前にこの41名の中の議員を在職の議員の皆さん方の委員会を1つつくっていただいて、そこでこの件についてどうしたらいいだろうと。

例えば(2)番には議員の定数は30名というふうにあります。その30名ということは、要するに小選挙区ではないわけで、大選挙区を前提にした30名ということになるわけでございます。ところが、先ほど来、意見として議員の方々から出たこととしては小選挙区でいくのかと。

また報酬はということですが、報酬の件については、ちょっとあとになると思いますけれども、そうした在任の期間、あるいはいろいろなケースを出したらということでございますけれども、私としましてはどうか各2名の議員の皆さん方がおりますので、今後日を改めてといういい日を選んでいただいて、そこで16名で話をしながらそれを各町に持ち込み、そしてまた住民から意向を聞きながら次の会で、1つそういう案というものを出していただければ、最もベターな、ベターと言ったほうがいいかもしれませんが、ベターな案、提案というか案が出されるのでないだろうか、こう思います。でありますので、今ここに出されている案につきましては、事務局のほうから出されておるわけでございますので、これを撤回するべきだという意見もありましたけれども、これはこのまま保留という形に置きながら、そういう会を大変大事な大事な名前以上に大事な、しかもそのために合併から離脱をするというようなことがあっては大変だと、私は思いますので何とか慎重には慎重を期しながら、ひとつ審議していただければありがたいなと、こう思っております。

#### ○柳田会長

大内町長さんからは、この提案は保留というような形でということで、議員の皆さんでひとつ話し合いをしていただいて、その中からいい案を導き出したいと、いうことです。議員の皆さんには選挙で選ばれておりますので、住民の代表との気持ちを我々はこう話しているんだとの気持ちが伝わりますが、この協議会は一般の委員も住民の代表としての気持ちで出席されているわけで、議員だけの意見となればバランスを欠くとおっしゃる方も中にはいらっしゃるんじゃないでしょうか。そのことを考えますと議員の皆さんと、一般の方々話し合いをして下さると、よい方向に進むと思っておりますがいかがでしょうか。

#### 【「賛成」と呼ぶ者あり】

#### ○柳田会長

はい、どうぞ。

#### ○三浦重夫委員(西目町)

賛成でございますが、1つ会長さんか何か事務局のどちらでもいいわけでございますけれども、住民の方々から非常に聞かれることは報酬はいくらなのかと。特に本当に女性の方々、非常にそういう質問が多いんですよ。それで、私は勝手に少なくとも本荘の市会議員の報酬よりは下らないだろうと。規模も大きくなるし、人口も大きくなるんだから本荘市会議員の報酬よりは、下

がないだろうというふうなことで説明をしているんですけれども、そこら辺のおおよその検討は大体教えてもらわないと、住民の方々に説明のしようがないんですよ。完全なものじゃなくて結構ですからよろしくお願ひしたいと思ひます。

○柳田会長  
事務局、今の。

○鷹照幹事長

事務局の幹事長を務めております鷹照でございます。報酬につきましては、今ご質問にあったようなことは幹事会としては議論いたしておりませんが、ほかに合併された方で例を申し上げますと高いほう、いわゆる高いほうと申し上げますけれども、高いほうに一律に合わせた経緯と、それから清水市と静岡市の場合ですか、それぞれの旧報酬を持ち込んで、合併の中で議員の皆さんの報酬に差がある場合と2つぐらいのケースかと思ひますけれども、そういう決め方、下げたという例はございませんので、その辺のところをご理解お願ひしたいと思ひます。

○柳田会長  
いいですか。はい、どうぞ。

○齊藤好三委員(本荘市)

本荘市の齊藤でございます。この件につきましては、今会長のほうから、また副会長の佐々木町長さんのほうから持ち帰ってということがございました。私もそのほうがいいと思うのです。なぜならば、この原案をここに上程するときに、まず県、郡内議長会、西目の会長は会長さんですが、それから市と何回か会ってそしていろいろなことをすり合わせた。そして、それではまだ話が十分でないということで、市長町長会のほうからもっと話をしろということで、確か交えていろいろな話をした経緯で、ここの案が出たところと思ひます。その町によってはあれですけども、私、前も申しました。あまり言うところもあれですけども、この件につきましては私たちは1年以内だと。いろいろ新市のスムーズな移行とか先ほど由利町の佐藤さんの激変緩和とか、いろいろありましたけれども、そういうふうな形の中で、半年以内と。

そして、選挙区においては、30名終わったら次の月から選挙区選考ということでうちのほうでは、そういうふうにして議会で話をしました。だから、そういう中でも色々話があるので、やっぱりそういうような会をつくっていただいて、持ち帰って行かなければまたここでやってこの次と言っても、全然話がらちがあかないと思うのですよ。進展しないと思ひますので、まずは原案は原案として撤回でなくて、そういう中から雰囲気、今までのいろいろな感じ。また傍聴者の皆さんの中には、議員の皆さんもいらっしゃいますし、そういうことの中で話をして持ち帰り、そういう場をつくっていただければありがたいところと思ひます。

あと、一般の委員ということは変なんですけれども、委員の皆さんにはそういった会長さん、それは会長さんの考えがそうであればそのようにまず賛成すると、そういうふうなことです。まず、議会としては私はそうして持ち帰って、そういう場を与えていただきたいと、こういうことでございます。以上です。

○柳田会長  
西目議長さん、はい何でしょう。

○齊藤栄一委員(西目町)

補足ではありません。やっぱり原案というのは、ちゃんと原案として出さなければこの場で協議できないと思ひます。それで、このままですといつも何回やっても同じ意見だと思ひます。従って、

先ほど議会の代表が16ですか、16人集まってというようなお話がありましたけれども、やはり事務局の案としてここに出すならば、例えば2月のこの協議会に出すとすれば、幹事会で協議するその前にやらなければならない。ですから、そうした場合は今の2人ずつの議会の代表だとすれば、そんなに進展がないんじゃないかなというふうに思いますので、むしろこの場で各町の議会の意向、あるいは町民の意見を聞くか、それはどちらでも結構ですが、それを踏まえた中で16人の委員会を開いて、それをまた会長、副会長と一緒に話し合いをするのか、それはどうでもいいんですが、そうした中から幹事会でちゃんと出して、それで幹事会でもう1回もんでらって、この原案にプラスして何か、あるいはまた別の案出すとか、そうした原案を出していかなければ私は進展がないんだと思いますので、そこら辺お願いしたいと思います。

#### ○柳田会長

それから、議員でない一般という表現はあたらなないかもしれませんが、どなたかありませんか。はい、どうぞ。

#### ○高橋良一委員(岩城町)

岩城町の高橋であります、10月の協議会の際、この原案が提案されました。それで私はいろいろ事務局なり、幹事会なりの段階で練り上げた上で、この案が出てきたという理解に立ってですね、原案は賛成です。ただし、住民の意向というのは大方の意向は、即合併と同時に解散し小選挙になるというのが大方の意向のように私は受けとめる。ですから、そういう住民に対して議会は、きちんとした説明の責任があるんですよと、そういうことを踏まえた上で原案を賛成しますという意見を申し上げたというふうに私記憶しております。

ただ、その後ですね、住民との対話なり、いろんな機会がありましてこの問題が大変関心の的になっております。それで、出てくる住民の意向はやっぱり即失職というのが、もっとも筋の通ったやり方ではないかという意見が強くですね。私の気持ちも当初提案したこの原案でやも得ないのではないかという気持ちは、ちょっと今の段階では揺らいできた。やっぱり住民の意向のほう、むしろ明確な答えなのかなという感じをしております。いずれにしても、先ほど会長さんからは、大内町の副会長さんからは、議員の皆さん方で協議をしたらどうですかという提案もありましたが、私はこの問題は当事者意識の問題だと思うわけです。ですから、住民にも、この協議会にもきちんとした説明のできるような結論を導びき出してもらいたいというのが、議会の皆さん方の良識ではないでしょうかというふうな感じで、今お話を伺っております。

ですから、そういう点でですね、本日は無理だとしても次回提案の際にはきちんとした説明のできる整理をしていただければありがたいと考えるわけです。

#### ○柳田会長

はい、どうぞ。

#### ○松田 訓委員(鳥海町)

鳥海町の松田でございますが、いわゆる住民不安の立場からということと、この議員の特例の関係が出てくるわけでございますけれども、先ほど、私のほうから、私のほうの高橋さんからも申し上げましたが、それで前の会議でいわゆる地域自治組織というものをぜひこの中に取り入れるべきだという提案を私以外にも、ほかの方々も行われております。今日もそのことが出ました。それで、やはり住民の不安を解消するためには、こうした地域自治組織というもの。前にこのまちづくり計画の中では、いわゆるある意味ではボランティア的な住民自治組織、これがこの中に取り込まれているわけでございます。これは当たり前の事ですけども、もう1つ見込んで法的に保障された住民自治組織をこの合併の中に取り入れながら、そのことを議論しながら、そして合併してスタートしても住民不安はないんだよというものが保障されれば、何もそれを特例しなければ

できないということにもならなくなるんじゃないかなという考え方も1つあるわけでございます。そういう意味で、私はこのことが、さっき11月13日に第27次地方制度調査会ではっきり出されてますので、将来これが出てきましたら、ここのまな板に上げますよという答えでありましたので、事務局のほうからこのことをいつごろこの場に上げるのか。それとやっぱり議員の特例というもの、それから住民不安と皆この3点はつながってまいりますので、このことを1つお願いします。

それからもう1つ、なぜこういうことを申し上げますかという、すべての議案、議題が新市において調整すると。私どもはこの任期は大体あと1年ぐらいだと思っております。従って、新市のときはただの人になるわけでございますので、そういう意味から申しますと、何かすべてをバラ色にして不透明にして棚上げしてると。こういう感じがするんで、この新市において調整するというような、大変将来負担になるんじゃないかなと。それをはっきり住民不安としてなくすれば、地域自治組織というものがここではっきり立ち上げなければいけないんじゃないかと、こう思いますので、事務局のこのあとの地域自治組織に対する取り組みについてお伺いしたいと思います。以上です。

○柳田会長

事務局、いいですか。

○鷹照幹事長

ただいまのご質問についてお答え申し上げます。先般、1月15日に地域自治の最終答申が出た段階の案について、討議を開始いたしました。具体的には詳しい結論とかそういう内容はいたっておりませんが、その答申の内容を研究する段階から入っておりますので、これから精力的に内容について取り入れ方について、討議していくということになると思います。以上でございます。

○柳田会長

はい、どうぞ。

○松田訓委員(鳥海町)

このあとのそういう方向わかりますか。いつごろということをお願いしますが、よろしく願います。

○鷹照幹事長

3月にこの答申の内容を閣議決定する予定と伺っておりますので、閣議決定されれば本格的にその条項について、私たちも検討するということですから、今後月1回か2回開かれる幹事会で精力的にその方向について議論してまいりたいと考えております。

○柳田会長

はい、それでは茂木さん。

○茂木好文委員(矢島町)

矢島町の茂木です。先ほどの在任特例と定数特例、あるいは選挙区の部分とか、定数の割当て等々につきまして、いろいろ議会のほうでは別個にここのメンバーの16人でお話し合いをしたらというふうな提案が出ました。そのあと、議長さんから一般住民の委員もというふうなお話がありましたけれども、当然結果としてはその話し合いの中身は違うかもしれませんが、両方の委員会の中で今よりは統一した方向の方向性が見えてくるのではないかと思いますので、ぜひ住民の16人の委員の委員会も開いていただければなと思います。以上です。

○柳田会長

もうそろそろ休憩の時間に入りましたけれども、先ほど大内町長さんの提案の議員の方々での委員会はという名前になるのでしょうか。それをつくって話し合いをということと。今、茂木さんのほうからは、一般の方々の意見もということで、両方の意見がそれぞれ合致しない部分もあるでしょうけれども、両方の意見を持ち寄ってですね、そこでいい結論を生み出すべきでないかという意見だと思えます。それで、例えば議会の議員だけというと、議会だけの意見集約ですと、誤解をうけることも考えられますので、その意味でも、一般委員には一般委員としての意見をまとめ、議員側と一般側の両方で話し合いをしたら、よりよい方向に進むと思いますが、いかがでしょうか。

もし、それでいいとすれば、次の会に協議してもらおうということにしたいと思いますが、今案は2つ出てるわけで、2つ出てるからどっちにするかということ。はい、どうぞ。

○今野義親委員(鳥海町)

鳥海町の今野です。いろいろと意見出ておりますけれども、ちょうど休憩の間でもありますので、1つ15分くらい休憩をいただければいいと思います。その中で、議員は議員、16名で今日このまま審議するのか、次までに持っていくようにするのかちょっと決めたいと思います。でないと、だらだらとどこまでも行くと思いますので、何とかひとつ15分の休憩の時間を与えていただきたいというふうに思います。

○柳田会長

では、休憩をし、議員は議員同士で今話してみてください。それから、一般の委員の方も、休憩中にどうぞ話し合ってください。

午後 3時19分 休憩

.....  
午後 3時44分 再開

○柳田会長

それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど、この協議第33号にかかわって小委員会をつくったらどうかという意見だったと思えます。それで、その小委員会も議会側の小委員会と一般のほうの小委員会をつくって、そこで話し合いをしていただきます。

次回までそれを幹事会ですり合わせをするというふうなことでいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○遠藤忠平委員(東由利町)

東由利町の遠藤ですが、今、会長さん、議長さんのほうから提案ありましたけれども、この協議会は議題、原案をどうするかということなわけでありませうか。

○柳田会長

そうです。

○遠藤忠平委員(東由利町)

原案を棚上げして小委員会というのは、原案はどうなるのか。それが問題なわけですね。この原案ではだめだよということであれば、新たな方法としてたたき台をもう1回小委員会つくって検討する、協議をすると、小委員会です。そして、協議会にまた別の案として提案する。それならばいい

ですけれども、原案をこのまま宙に浮かせたまま小委員会をつくと、どうもまだまだ先がまとまらないようなことですので、そこらあたりをもう一度しっかりとお願いします。

○柳田会長

それでは、この取扱いについてこの箱書きの中を白紙にすると、協議第 33 号はいきます。その箱の中を白紙にするかどうかについて幹事のほうから少し補足説明させます。

○鷹照幹事長

提案いたしました協議第 33 号、大分議論を重ねていただきましたけれども、議論の中で小委員会を設置するという結論に達しますれば、私のほうでは議案を修正する旨を申し上げたいと。取り下げ、撤回とかそういうことでなくて、そういう小委員会が設置されたことを理由にいたしまして、議案を修正したいということで申し出をしたいと、こういうふうに思っております。

○柳田会長

幹事から修正するということでの説明でいかがですか。いいですか、はい。そうすれば小委員会をつくって、そこでご論議をいただくこととします。その日時等について、何か。

○村岡兼幸委員(本荘市)

本荘市の村岡です。小委員会をつくって、それぞれに分かれてこの話し合いをするということで、先ほど休憩中ということで住民側のほうは休憩中の間に4、5人ずつ集まればばらには話し合いをしましたけれども、皆で1つのテーブルを囲んで協議するという時間は実は持てませんでした。そして、議会側のほうではまだ完全に終わってないようですけれども、お部屋の中で少し協議をしてどうするか検討を重ねたということですので、スタート台がずれてしまいましたので、ほんのわずかな時間でいいと思いますので、今もし小委員会を決定して、これから協議を重ねていくという方向性が決定したのであれば若干の時間でも住民側のほうの小委員会も開かせていただければ。あるいは、議会側のほうももう少しやるということであれば、そういう時間を今日つくってもいいのではないかと考えて、提案をさせていただきます。

○柳田会長

それでは、小委員会を今日つくるということの提案ですが、いいですか。(賛成の声有) そうしたら、暫時休憩して小委員会を議員側、一般側でつくって話し合いをして下さい。

午後 3時48分 休憩

.....  
午後 4時06分 再開

○柳田会長

それでは、会議を再開します。議会側、それから一般側で小委員会をつくるということでご確認をいただきました。

では、休憩中に日程等についてお話し合いをされたと思いますが、小委員会の日程等については、それぞれの小委員会で決めていただきたいと。それからもう一つは、その小委員会で話し合われたものすりあわせを、今度の幹事会においてお願いをしていただきたい。これをふまえて第 33 号のこの議案については、内容に変更を要するとすれば修正をするということで、次回継続審議として計りたいと思いますが、確認をいただきたいと思います。それでいいですね。

【「なし」と呼ぶ者あり】



○柳田会長

はい、それでは、この 33 号は継続審議といたします。

次に、協議第 43 号、「社会教育事業の取扱い(その2)について」説明を願います。

○事務局

それでは、本日の資料4ページをご覧ください。継続協議となりました協議第 43 号、「社会教育事業の取扱い(その2)について」説明いたします。

前々回の第 11 回合併協議会において、社会教育事業の取扱い(その2)で、成人式の取扱いについて委員の皆様より、統合しての開催については若い方々からの意見を聞いて、調整するようことのご指摘をいただきました。幹事会や、専門部会、分科会等でも再度検討していただくとともに、この間に本荘市の成人式もありましたので、実行委員の方々などの意見も聞いていただきました。その結果、若い方々の意見でも開催場所や開催日については、それぞれの意見がありまして、どちらとも言えない状況とのことでありました。また、全国的にも成人式のあり方についても議論されている状況にございます。成人式は新市が主催して実施する内容でございますが、今後8月に実施する町も多いことから、今後若い方々の意見を幅広く参考にしながら、開催場所や開催日も含めまして成人式については、新市において調整を図るという方針でまとめることといたしました。

以上のことから新市における成人式についての調整方針としては、(4)の波線の部分を変更いたしまして、成人式については新市において調整を図るといたしました。

以上でございます。

○柳田会長

今日提案した議案が非常に多くて、ここで質疑をしていくと、相当時間かかります。それで、その質疑、意見等についてあとで伺う、次回伺うことにして事務局の提案されたことを順次説明を続けさせますので、それで異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

それでは、協議第 45 号について事務局の説明を願います。

○事務局

それでは、説明のほう続けさせてもらいます。本日の資料5ページのほうをご覧くださいと思います。協議第 45 号、「使用料、手数料等の取扱いについて」説明いたします。

これは、各市、町が設置している施設の使用料をはじめ地方自治法 227 条に基づきまして、各市町が徴収している手数料等について確認をいただくものでございます。それぞれの内容が、広範囲に渡ることから、総括的な調整方針を確認いただくものでございます。

調整内容といたしましては、使用料、手数料等については、次のとおり調整するものとする。

(1)使用料については、原則として原行のとおりとする。ただし、同一、または類似する施設の使用料については新市において調整を図るものとする。

(2)手数料については、住民負担に配慮し負担の公平の原則により、合併時に統一する。となっております。

なお、資料につきましては7ページから 12 ページに、一市七町の現況の中から、代表的なものについて掲載しております。7ページ、8ページをご覧ください。各市町で設置している施設の中で代表的なものとして、公民館等に活用している施設の使用料を。さらに9ページ、10 ページには、

各市、町で設置している野外施設の代表的なものとして野球場等について掲載しております。各市、町で設置している施設については、所管施設の多い社会教育分野で整理しただけでも130を超える施設になってございます。施設に関わる使用料については、施設内容及び建設年度が異なっていることと、その使用料が地域に定着していることを考慮し、原則として原行のとおりといたしますが、同一、または類似する施設の使用料については、新市一体性の観点から調整を図る必要が出てまいりますので、新市において調整を図るものとするという調整内容としております。また10月27日の第9回合併協議会で、「環境対策事業の取扱いについて」で確認をいただいた火葬場などの使用料については、同種類の施設ということから、使用料については合併時に統合するという確認をいただいておりますので、他の協議項目で確認されたものについては、その調整内容によることとなります。

次に、11ページと12ページには、各市、町の手数料についてその一部を掲載しております。手数料については、地方自治法第227条におきまして、普通公共団体は手数料徴収することができます。また、第228条第1項におきましては、手数料に関する事項について全国的に定めることが必要と認められるものについては、政令で定める金額を標準として、条例を定めることとしていることから、各市、町とも大体同じような金額を条例で定めております。手数料については、新市における住民負担に配慮し、負担の公平の原則により、合併時に統一するという調整内容としております。なお、先ほどの使用料と同様に、9月25日の第8回合併協議会で「窓口業務の取扱いについて」で確認をいただいた各種証明書等の発行手数料等についてなど、他の協議項目で確認されたものについては、その調整内容によることとなります。以上のことから、使用料及び手数料等については広範囲に渡ることから基本的な方針を確認いただき、今後分科会や専門部会を通して調整内容に沿って事務協議を進めることとなります。

以上でございます。

#### ○柳田会長

はい、次、協議第46号について説明して下さい。

#### ○事務局

13ページでございます。協議第46号、「公共的団体等の取扱いについて」ご説明いたします。

一市七町、それぞれに公共的な活動を行っている団体、公共的団体等がございます。各市町に共通して存在する社会福祉協議会、体育協会、スポーツ少年団などが例として挙げられております。また、他の市町には類似した例のない団体、独自の目的により設立された団体であっても、活動内容により公共的団体として位置づけられているものもございます。例といたしましては、伝統文化芸能を継承する団体などが該当されると思われれます。

これら公共的団体等は、設立経緯や規模なども多様でございますが、公共的団体等が行う活動と、行政が行うサービスはきわめて密接な関係がございます。地方自治法では、地方自治体の長は区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図ることとされており、また合併特例法では、公共的団体等が市町村合併に際しては、速やかな一体性を確保するため、統合整備を図るよう努めなければならないとされております。このようなことから、公共的団体等の取扱いについて、総括的な方針を協議項目として提出し、協議をお願いするものでございます。調整内容でございますが、公共的団体等については新市の速やかな一体性を確保するため、各団体の実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。

具体的な内容でございますが、

(1) 共通の目的を持った団体は、合併時に統合できるよう調整に努める。なお、統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。

(2)独自の目的を持った団体は、原則として現行のとおりとし、必要に応じ新市において調整を図る。

という内容でございます。なお、既に協議会で調整方針について、協議確認をいただいた団体等もでございます。芸術文化協会、スポーツ少年団、納税貯蓄組合連合会等などがございますが、それらについては、これまで確認された内容により調整が進められることとなります。14 ページが参考資料でございます。上段には公共的団体等の定義について、行政実例がございますので記載してございます。公共的団体等には、産業経済団体、厚生社会事業団体、文化事業団体など、公共的活動を営むものは幅広く含まれ法人であるかどうかは問われておりません。中段以降は先ほど説明申し上げました地方自治法、合併特例法の条文を抜粋してございます。いずれにいたしましても、これまでの各団体の実情やご意見を十分尊重し、調整を図っていくという基本的な方針について提出したものでございます。

以上でございます。

#### ○柳田会長

次、協議第 47 号について説明して下さい。

#### ○事務局

それでは資料 15 ページをご覧ください。協議第 47 号、「補助金及び交付金等の取扱いについて」説明いたします。

これは、各市、町が地域の発展、振興を図るための施策の一環として各種団体等に交付している補助金や、交付金等について、その調整方針を確認いただくものでございます。16 ページにも資料として添付いたしましたが、補助金、交付金については、地方自治法第 232 条の 2 に、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附または補助をすることができる」と規定されており、各市、町とも地域振興を図るための施策の一環として、各種団体や事業に対して補助金や交付金を交付しております。各市、町が交付している補助金、交付金等のすり合わせについては、分科会や専門部会において、事務事業現況調書とともに関係する補助金や交付金についても協議を進めておりますが、補助金や交付金を交付する場合の交付団体や、交付条件等については各市、町の社会的条件や歴史的、伝統的背景もあり、従来からの経緯や地域の事情に十分配慮する必要がございます。また、補助金や交付金を整理するにあたっては、各市、町同一、または同種の補助金、交付金と各市、町独自の補助金、交付金とに分類しながら調整することとしてございます。

各市、町同一、または同種の補助金、交付金とは婦人会や、老人クラブ等一市七町に共通する各種団体への運営費補助金や、農林業関係等の稲作を主とする認定農業者経営安定事業費補助金や、望ましい秋田の水田農業確立対策事業費補助金など、各市、町が同様に行っている事業に関わる補助金などがこれにあたります。また、各市、町独自の補助金、交付金などは地域間交流として実施される小学校交流事業への補助金や、文化財などの保存、整備にかかわる補助金などがこれに分類されると思われま。

以上の状況を踏まえながら、補助金、交付金等の取扱いについては総括的な調整方針をご確認いただくものでございます。調整内容といたしましては、15 ページにありますように、補助金、交付金等の取扱いについては、従来からの経緯や実情に配慮し、新市において公共的必要性、有効性、公平性の観点から次の方針を基本に調整を図る。

(1)各市町同一又は同種の補助金・交付金等については、関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整するものとする。

(2)各市町独自の補助金・交付金等については、制度の経緯や地域事情、従来からの実績を踏まえて新市において調整するものとする。

となっております。

なお、以上の調整方針について確認をいただければ、補助金、交付金等、個々の交付条件、交付金額等の詳細については新市に向けて今後の事務作業として行われる交付要綱等の作成と合わせながら、今後調整を進めていくこととなります。以上でございます。

○柳田会長

次、協議第 48 号について説明して下さい。

○事務局

引き続き説明させていただきます。本日の資料 17 ページをご覧ください。協議第 48 号、「高齢者福祉事業の取扱いについて」説明いたします。

これは、福祉分野の中から高齢者福祉に関する内容について確認をいただくものでございます。調整内容といたしましては、

(1) 高齢者保健福祉計画については、新市において新たに計画を策定する。なお、新たな計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。

(2) 国又は県が定める制度については、その要綱等に準拠しながら、サービスの充実に努める。

(3) 各市町独自の制度については、制度の経緯や従来からの実績を踏まえ、新市において実施要綱を統一して実施できるよう調整を図る。

(4) 敬老会については、現行を基本とし、新市において調整を図る。

(5) 長寿祝金については、対象年齢及び金額を統一する。

となっております。

なお、資料につきましては 19 ページから 22 ページまで、一市七町の現況を掲載しております。最初に 19 ページと 20 ページ、こちらのほうには各市、町の高齢者保健福祉計画と高齢者福祉に係る国、県補助事業の一部について内容を掲載しております。高齢者保健福祉計画については、老人福祉法第 20 条の 8 及び老人保健法第 46 条の 18 に基づき、各市、町が策定しているもので、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設の確保に関する計画や、保険事業の実施に関する計画を定めているものでございます。

現在、各市、町とも平成 14 年度に策定し、計画期間を平成 15 年度から平成 19 年度までとしております。新市においては、老人福祉法及び老人保健法に基づき新市の高齢者保健福祉計画を策定する必要があることから、高齢者保健福祉計画については新市において新たに計画を策定する。なお、新たな計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用するという調整内容となっております。

次に、高齢者福祉に関する国、県補助事業についてであります。事業内容は広範に渡って実施されております。資料にはその中から各市、町が取り組んでいる 3 つの事業の現況を掲載しております。老人日常生活用具給付事業につきましては、各市、町において同様に対応しており、新市においても国、県が定める要綱に準拠しながら、要綱を統一して実施することとなります。また、緊急通報システム事業については、各市、町利用電話の方式に差異があるものの、高齢者の方々に設置対応はしてございます。新市においては現行システムで新市に引き継ぎ、既存の設備は更新時期に統一するよう調整を図ることとし、新規の設置については統一した内容で調整することとしております。これにより、利用者負担金についても新市においては統一されることとなります。

次に、生きがい活動支援通所事業につきましては、介護保険の対象にならない在宅高齢者へのデイサービス事業として実施されている事業であります。各市、町とも事業対応はしておりますが、利用者負担額等につきまして差異がございます。新市においては、国、県が定める要綱に準拠しながら、利用者負担も含めまして要綱を統一して実施する調整内容となっております。

また、このほかにも各種補助事業については、各市、町とも対応しておりますが、いずれも国または県で定められた要綱等に準拠しながら実施することとなりますので、国または県が定める制度についてはその要綱等に準拠しながらサービスの充実に努めるという調整内容といたしました。

次に 21 ページと 22 ページのほうご覧下さい。上段には各市、町の独自事業としては、り、きゅう、マッサージ施術費助成事業と、高齢者温泉利用サービス事業について掲載しております。はり、きゅう、マッサージ施術費助成事業については、現在本荘市、由利町、大内町、西目町が実施しております。他の4町は実施しておりません。新市になった場合、新市の一体性と利用者の要望にも配慮し、新市において要綱を統一して実施する調整内容となっております。

また、高齢者温泉利用サービス事業については、由利町を除く一市六町が実施しております。助成内容は、各市、町においてそれぞれ差異がありますが、高齢者にとっては大変喜ばれている事業であることから、新市において、要綱を統一して実施する調整内容となっております。分科会等でのすり合わせでは、温泉施設等のご協力をいただきながら、より広範囲に渡るサービスが可能となるような要綱作成に向けて、調整を図ることとしております。このほかにも、各市、町、独自の制度等があるわけですが、全体の調整方針として各市、町独自の制度については、制度の経緯や従来からの実績を踏まえ、新市において実施要綱を統一して実施できるよう調整を図るといった調整内容としております。

次に同じページの下の方に、敬老事業として敬老会及び長寿祝金について、各市、町の現況を掲載しております。敬老会については各市、町、それぞれの地域性を活かしながら、各種団体の協力を得て実施されております。式典等の内容は、各市、町ともほとんど同じように実施されておりますが、アトラクションや祝宴については各種団体の協力や、地域の特色があり参加される高齢者の方々が、毎年楽しみに参加しているようでございます。

以上のことから、これまでの歴史的な経緯や高齢者の方々が参加しやすい環境づくり等を考慮し、調整内容としては敬老会については現行を基本とし新市において、実施内容等の調整を図るという内容といたしました。長寿祝金については、各市、町とも 100 歳の祝金をはじめ、敬老会等でそれぞれの年齢に合わせた祝金を設定しております。ただし、各市、町の地域事情等によりその額については差異がございます。なお、100 歳祝金については、一時 100 万円の金額が全国的にも設定された経緯がありますが、近年、県内の多くの市町村が減額してきております。新市においては社会情勢の変化にも十分配慮するとともに、高齢者への感謝の気持ちを込めて、長寿祝金は対象年齢及び金額を統一するという調整内容といたしました。なお、対象年齢及び金額については今後新市に向けた事務作業の中で、各市、町の歴史的な経緯や新市まちづくりの視点に立って、要綱等で決定していくこととなりますが、現段階での専門部会等でのすり合わせでは、節目の年齢を対象年齢として、金額を設定する方向で調整を進めております。

以上でございます。

#### ○柳田会長

次に、49 号について説明して下さい。

#### ○事務局

それでは、23 ページをご覧願います。協議第 49 号、「農林水産業関係事業の取扱い(その2)について」ご説明いたします。

農林水産業関係の事務事業については、前回の協議会において(その1)として、土地改良、林業、水産関係事業を提案いたしました。今回は、(その2)といたしまして、農業、畜産関係事業について提案するものであります。

調整内容を申し上げます。

(1) 地域農業マスタープラン及び農業振興計画については、新市において新たな計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は現計画を新市に引き継ぎ運用する。

(2) 米生産調整対策については、国の制度である水田農業経営確立対策の見直しを踏まえて、新市において調整する。

(3) 病虫害防除事業については、新市において防除協議会を組織し調整を図る。ただし、新協議会が組織されるまでは現行のとおりとする。

(4) 中山間地域直接支払事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

(5) 畜産共進会については、合併時にJA管内(1市10町)での開催となるよう調整する。ただし、東由利町においては平成17年度は地区共進会開催後、JA管内の共進会参加となるよう調整する。

という内容でございます。

25ページ、26ページの地域農業マスタープラン等ではありますが、上段の地域農業マスタープランは、平成12年4月に各市町で策定されております。この計画は平成16年度を目標とした地域の農業経営、生産に関する基本的対策のビジョンを定めたものであり、平成17年には新市の計画として、平成21年度を目標とした計画を定める必要があります。また、その下の農業振興地域整備計画ではありますが、この計画は昭和44年に制定された農業振興地域の整備に関する法律に基づいて、県が指定した農業振興地域において定めることになっているものでありますが、内容は農用地として利用すべき区域や、農業振興のための方策などが盛り込まれる計画であります。これらの計画は、新市において、新たに策定することになりますが、新計画が策定されるまでの間は、現計画を引き続き運用するという調整内容であります。

次に、米生産調整対策ではありますが、これまで水田農業経営確立対策事業として、平成12年度から5カ年の水田農業振興計画を策定し、その計画に基づいて米の生産調整推進と転作目標面積達成のための事業を行ってきたわけではありますが、この水田農業経営確立対策事業は、平成16年度から制度が変わることになっております。国の米政策の大綱が示され、それに基づいて各市、町で地域水田農業ビジョンの策定準備に入っておりますが、具体的な内容については、今後の国、県の動向によるものであり、調整方針は国の制度の見直しを踏まえて、新市において調整するという内容であります。

次の病虫害防除事業ではありますが、ここでは航空防除事業について取り上げております。各市、町で防除協議会が実施主体となり事業を実施してきておりますが、散布回数、防除対象病虫害などに差異があります。これらの違いは沿岸部や山間部の違い、または実施時期によっても異なるものであり、地域事情によるところが大きな理由と思われれます。また、矢島町や由利町は、無人ヘリによる防除が基本となっており有人ヘリの航空散布はありません。

以上のように、各市、町によりその実施方法に差異があります。航空防除は広く拡散する病原菌を広域的に一斉防除することで、地域全体の発生量を抑えることが目的であります。この広域的な視点に立つての事業推進を考えた場合、新市の防除協議会での協議が必要であるとのことから、調整方針は新市において防除協議会を組織し調整を図るとしてあります。ただし、合併と同時に新協議会を組織するのは困難であるとのことから、新協議会が組織されるまでの間は、現行のとおりとするという内容であります。

次に、27ページ、28ページの中山間地域直接支払事業ではありますが、この事業は、耕作放棄地の増加などにより、多面的機能の低下が懸念される中山間地域などの農業生産の維持を図るため、国が行っている事業であります。事業期間は、平成12年度から16年度までの5カ年となっておりますが、国の実施要領によりますと「農業収益の向上などにより、対象地域での農業生産活動の継続が可能となるまで実施する。」とあり、事業自体は16年度で見直しが行われるものの、次の段階の事業が創設されるものと考えられます。以上のようなことから、調整方針は現行のとおり新市に引き継ぐという内容であります。

次の畜産共進会についてであります。平成 15 年度においては本荘市、岩城町、大内町、西目町は仁賀保3町と合同で一市六町の共進会を開催しており、矢島町、由利町、鳥海町が3町合同で開催、東由利町が単独で開催しております。この開催方法については、平成 16 年度より秋田しんせい農協の管内で開催できるよう、現在、各市、町で協議している状況であります。調整方針では、合併時にJA管内での開催となるよう調整するとしておりますが、実質的には合併の前年となる 16 年度より一市十町の開催になる可能性があります。現時点ではこの調整方針によることで、ご理解いただきたいと思っております。

ただし、東由利町については、町独自の共進会開催回数が平成 17 年度で 50 回となることから、50 回という節目までは独自で開催したいという申し入れがあり、平成 17 年度については現行のとおり地区開催を行ってからJA管内の共進会に参加することとし、18 年度から地区開催を行わないで、JA管内の共進会に参加するということで調整しております。なお、各市、町の出陳頭数や選抜方法及び出陳助成など具体的な方策は、平成 16 年度の開催内容を参考に新市において調整を図るという内容であります。

#### ○柳田会長

協議の第 43 号、45 号、46 号、47 号、48 号、49 号について事務局から提案説明ありましたが、今日は、所定の時間を午後 4 時 30 分と申し上げております。これから審議、意見を伺うとすれば相当時間を有することから、次回に意見を伺うことにしてよろしいでしょうか。

【「はい」と呼ぶ者あり】

#### ○柳田会長

次回にこの件についてご意見を伺い審議することにいたします。

本日の協議事項は以上でございます。

この際お諮りしますが、今協議会において協議されました案件等において、その字句、条項、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を会長に委任されたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

#### ○柳田会長

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定します。

以上をもちまして、協議を終了いたしますが、先ほど新市の名称が全会一致で、「由利本荘市」と確認いただきましたこと、ありがとうございます。

また、これから新市誕生にむけて、さらに前進をするように皆様のご協力をお願いするものであります。次に事務局より次回のことについて説明があります。

#### ○事務局

次回の第 14 回協議会の開催日につきましては、委員の皆様方には、各市、町より連絡いただいていると思っております。

事前に連絡がいったと思いますが、諸般の都合によりまして 2 月 26 日、第 4 木曜日ですが、午後 1 時 30 分よりここ本荘由利広域交流センターで開催いたします。

以上でございます。

#### ○柳田会長

以上で終わりますが、今日は雪が降っております。お帰りには十分お気をつけられますように  
お願いします。どうもご苦労さまでした。

午後4時38分 閉会